

市民参加のまちづくり

道路境界標の埋設方法及び 道路境界確定図の作成方法

令和 7 年 2 月

厚 木 市

道路境界標の埋設方法及び道路境界確定図の作成方法について

1 道路境界標の埋設方法について

- (1) 道路境界標は、「市道境界標購入（使用）申出書」を提出し、承諾後に購入してください。
- (2) 埋設箇所がコンクリート構造物等の場合には金属標、それ以外の場合にはコンクリート杭を埋設してください。
- (3) 道路境界標は、道路区域内に埋設してください。なお、道路区域内に埋設できない場合には、担当者と協議してください。
- (4) 道路境界標の埋設方法は、別紙 1「道路境界標埋設例」に従ってください。
- (5) 金属標の設置にあたっては、開口した箇所に十分な量の充填剤を使用し、金属標を構造物に密着させてください。
- (6) 道路境界標の設置については、施工手順が確認できる各境界点の施工状況写真を提出してください。
- (7) 拡幅等により不要になった元道境界標は、撤去及び処分をしてください（道路境界確定図への記載は不要）。

2 道路境界確定図作成方法について

- (1) 測地系については、原則「世界測地系 2011」を使用し、座標変換をするのではなく、日本測地系で既存杭を測量後、世界測地系の基準点を用いて、実測した座標で作成してください（基準点網図を添付）。なお、誤差が生じた場合は、担当者と協議してください。また、地籍調査実施地域については、事前に確認をしてください。
- (2) 縮尺は 1/250 とし、方位、路線番号、引継ぎ用地及びその周辺地番、境界凡例、基準点網図、境界点・基準点座標リスト、コンクリート杭・金属標埋設表示凡例、図面作成者名等を記載し、別紙 2「道路境界確定図の作成例」に従って作成してください。
- (3) 用紙のサイズは、日本産業規格の A3 とし、当該規格において作成が困難な場合においては、担当者と協議してください。
- (4) 道路境界確定図の作成範囲については、必要とされる箇所の前後各一測点までを作成してください。
- (5) 官地と民地との境界線は実線で表示し、各境界点間の三斜線は一点鎖線で表示してください。
- (6) 各境界点間距離は、小数第二位（第三位切り捨て）まで表示してください。

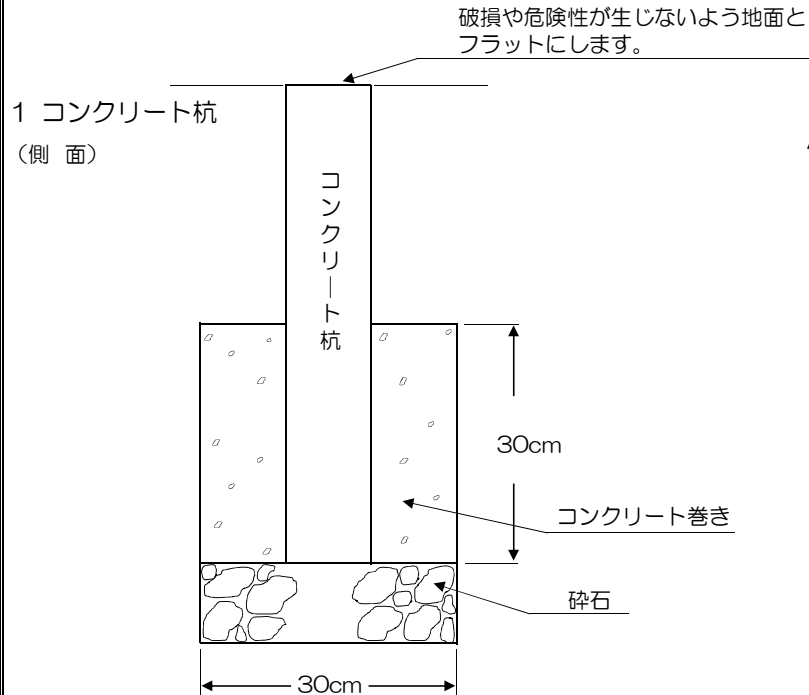
- (7) 境界点の間隔が狭いなど見づらい箇所がある場合においては、当該箇所の拡大図を作成してください。
- (8) 境界点、基準点座標一覧表を記載してください。
- (9) 各一覧表の座標表示については、小数第三位（第四位四捨五入）まで表示してください。
- (10) 既存の境界点及び基準点の点名については、本市が管理している「境界点、基準点成果一覧表」の名称を使用してください。
- (11) 境界点座標一覧表については、埋設表示（新設、既設、復元、計算点等）の記載及び境界標種別（市コンクリート杭、国県コンクリート杭、市金属標、金属鉋等）を記載してください。なお、市コンクリート杭及び市金属標については、各埋設表示記号を併記してください。
- (12) 基準点座標一覧表については、埋設表示（新設、既設等）及び等級を記載してください。
- (13) 観測した基準点の網図を作成してください。
- (14) 基準点網図には、各基準点間の方向角及び点間距離（小数第三位、第四位切り捨て）を記載してください。
- (15) 道路境界確定図を作成した者の所属する法人の名称を記載してください。代表者印及び社判の押印は不要です。

3 その他

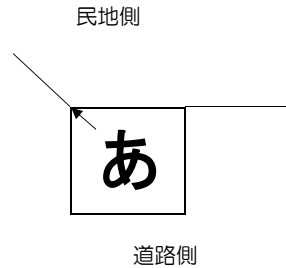
- (1) 特定開発事業等により、帰属する道路用地が生じる場合においては、道路境界確定図の提出及び特定開発事業用地引継申請書に基づく協議を完了し、指定する道路境界標を埋設後、条例第 32 条に規定する工事完了届出書を提出し、完了検査を受検してください。
- (2) 開発検査の実施時に、現地境界点間距離の実測値を赤色にて表記した道路境界確定図を提出してください。各境界点間距離、道路境界標の埋設状況の確認、道路境界確定図との突合及びその他現地において必要な事項の検査を行いますので、測量器具等を持参し、測量を行うことができる者及び担当者が立ち会ってください。なお、当該検査の結果、図面の修正や道路境界標の再埋設、その他の必要な措置を命じる場合があります。
- (3) 開発検査終了後、道路境界確定図、基準点網図（PDF 形式及び SFC 形式）及び基準点、境界点座標一覧表（Excel、CSV 又は SIMA 形式）を提出してください。

道路境界標埋設例

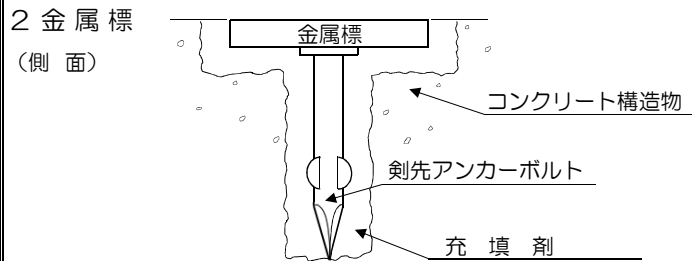
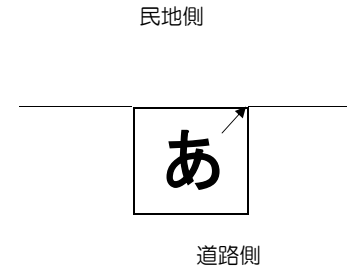
別紙 1



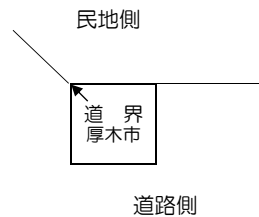
A 2埋設例



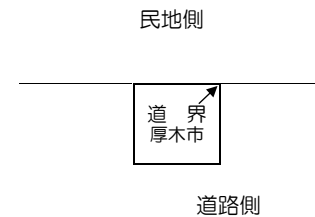
A 4埋設例



P 2埋設例

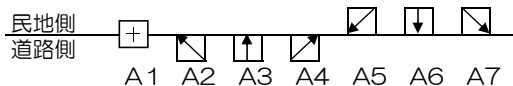


P 4埋設例

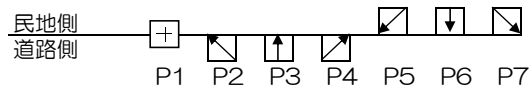


3 埋設表示

【コンクリート杭】



【金属標】



注意事項

- (1) 道路境界標は、「市道境界標購入(使用)申出書」を提出し、承諾後に購入してください。
- (2) 埋設箇所がコンクリート構造物等の場合には金属標、それ以外の場合にはコンクリート杭を埋設してください。
- (3) 道路境界標は、道路区域内に埋設してください。なお、道路区域内に埋設できない場合には、担当者と協議してください。
- (4) 金属標の設置にあたっては、開口した箇所に十分な量の充填剤を使用し、金属標を構造物に密着させてください。
- (5) 道路境界標の設置については、施工手順が確認できる各境界点の施工状況写真を提出してください。

道路境界確定図作成例

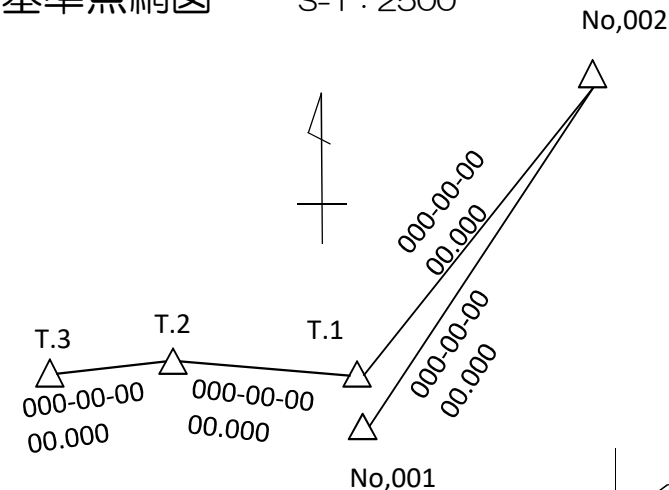
別紙 2

道路境界確定図 厚木市〇〇字〇〇124番ほか

S=1：250

基準点網図

S=1：2500



座標値一覧表 世界測地系（測地成果2011）

測点名	X	Y	埋設表示
NO.001	-00000.000	-00000.000	既設 3級基準点
NO.002	-00000.000	-00000.000	既設 街区多角点
T.1	-00000.000	-00000.000	新設 4級基準点
T.2	-00000.000	-00000.000	新設 4級基準点
T.3	-00000.000	-00000.000	新設 4級基準点

新設既設の別を記載してください。

基準点網図について

- ① 点間距離については、小数第三位(小数第四位切り捨て)まで表示してください。
- ② 方向角については、整数第一位(小数第一位四捨五入)まで表示してください。
- ③ 各基準点の座標値については、小数第三位(小数第四位四捨五入)まで表示してください。
- ④ 既存の基準点名は、「基準点成果一覧表」の名称を使用してください。
- ⑤ 埋設表示として、等級及び新設既設の別を記載してください。

埋設表示として、等級（1級基準点、2級基準点、3級基準点、3級基準点節点、街区三角点、街区多角点、街区多角点節点等）の別を記載してください。

新設又は既設の区分と埋設表示として境界標の種別を記載してください。

座標値一覧表 世界測地系（測地成果2011）

測点名	X	Y	埋設表示
A-1R1	-00000.000	-00000.000	既設 A2 市コンクリート杭
A-1R2	-00000.000	-00000.000	既設 P4 市金属標
A-1L1	-00000.000	-00000.000	既設 A4 市コンクリート杭
A-1L2	-00000.000	-00000.000	既設 P4 市金属標
A1	-00000.000	-00000.000	新設 P2 市金属標
A2	-00000.000	-00000.000	新設 P4 市金属標
A3	-00000.000	-00000.000	新設 P2 市金属標
A4	-00000.000	-00000.000	既設 P4 市金属標

道路境界確定図について

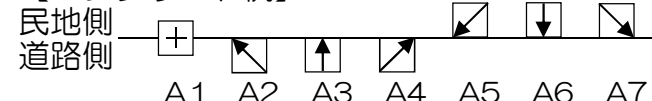
- ① 境界点及び基準点の座標値は、原則「世界測地系2011」を使用してください。
- ② 座標値の表示については、小数第三位(小数第四位四捨五入)まで表示してください。
- ③ 境界点間距離については、小数第二位(小数第三位切り捨て)まで表示してください。
- ④ 確定図の作成範囲は、必要とされる箇所の前後各一測点までを作成してください。
- ⑤ 境界凡例を記載してください。
- ⑥ 官地と民地との境界線は実線、各境界点間の三斜線は一点鎖線で表示してください。
- ⑦ 境界点の座標一覧表を記載してください。
- ⑧ 既存の境界点名は、「境界点成果一覧表」の名称を使用してください。
- ⑨ 新設又は既設の区分と埋設表示として境界標の種別を記載してください。
- ⑩ 拡幅等により不要となった元道境界標は、撤去及び処分をしてください。
(道路境界確定図への記載は不要)

境界凡例

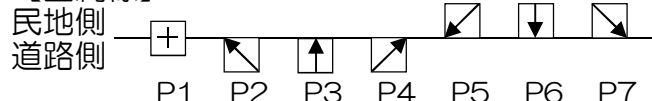
記号	名称
⊙	市コンクリート杭
□	市金属標
○	計算点
⊗	県コンクリート杭
⊕	民コンクリート杭
⊖	金属鉋

コンクリート杭・金属標埋設表示凡例

【コンクリート杭】



【金属標】



確定図を作成した者の所属する法人等の名称を記載してください。代表者印及び社判の押印は不要です。

土地家屋調査士 ○○ ○○

または、

〇〇〇測量設計株式会社
代表取締役 ○○ ○○